

銀泉損害保険ニュース

【第 15 号】 自然災害シリーズ 台風

銀泉株式会社



～損害保険事故対応の関連知識・事故例・保険適用のポイントをニュースでお知らせします～
銀泉損害保険ニュース第 15 号は、自然災害シリーズ・台風として「台風の基礎知識」「風災と保険」「過去の台風事故例」についてご紹介します

基礎知識

台風の基礎知識

■台風とは

熱帯の海上で発生した低気圧（熱帯低気圧）のうち、北西太平洋（赤道より北で東経180度より西の領域）または南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10分間平均）が毎秒17.2m以上のものを「台風」と呼びます。

熱帯低気圧はどこに存在するかによって、ハリケーンやサイクロンと名前が変わります。

ハリケーンは、北大西洋、カリブ海、メキシコ湾および西経180度より東の北東太平洋に存在する熱帯低気圧のうち、最大風速が約33m/s以上になったものを指します。

サイクロンは、ベンガル湾やアラビア海などの北インド洋に存在する熱帯低気圧のうち、最大風速が約17m/s以上になったものを指します。

例えば、北東太平洋で発生したハリケーンが、東経180度より西に進んだ場合は台風と呼ばれることになります。

なお、サイクロンは熱帯低気圧と温帯低気圧の区別をせず、広く低気圧一般を指す用語としても用いられることがあります。

気象庁のデータによれば、30年間（1994～2023年）の平均では、毎年平均24個発生し、うち平均3個が上陸しています。

直近の2022年と2023年の発生はそれぞれ25個と17個で、上陸は3個、1個ずつとなっています。

また、台風と言えば夏から秋にかけて発生するイメージが強いですが、実際には年間を通じて発生しており、例えば2019年の台風1号は1月1日に発生しています。

（出典：気象庁ホームページ＞台風の発生、接近、上陸、経路 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/typhoon/1-4.html> 気象庁ホームページ＞台風の統計資料 <https://www.data.jma.go.jp/yoho/typhoon/statistics/index.html>）

■台風の大きさ、強さ

気象庁では、台風の「大きさ」は強風域（風速 15m/s 以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）の半径で、「強さ」は最大風速で区分しており、以下のような階級分けになっています。

強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s（64ノット）以上～44m/s（85ノット）未満
非常に強い	44m/s（85ノット）以上～54m/s（105ノット）未満
猛烈な	54m/s（105ノット）以上

大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
大型（大きい）	500km以上～800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

例えば「大型で強い台風」と発表されている場合は、「半径が 500 km 以上～800 km 未満の地域で風速 15m/s 以上の風が吹いていて（吹く可能性があつて）、最大風速が 33m/s 以上～44m/s 未満になっている台風」を意味しています。

また、「強い台風」とだけ発表されている場合は、「最大風速は 33m/s 以上～44m/s 未満になっているが、風速 15m/s 以上の風が吹いている（吹く可能性がある）地域の半径は 500 km 未満である」ことを意味しています。

（出典：気象庁ホームページ＞台風の大きさと強さ <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/typhoon/1-3.html>）

■台風の名前

台風には従来、米国が英語名（人名）を付けていましたが、台風委員会（*）は平成 12 年（2000 年）から、北西太平洋または南シナ海の領域で発生する台風には、同領域に共通のアジア名として、同領域内で用いられている固有の名前（加盟国などが提案した名前）を付けることになりました。

平成 12 年の台風第 1 号にカンボジアで「象」を意味する「ダムレイ」のアジア名が付けられ、以後、発生順にあらかじめ用意された 140 個のアジア名を順番に用いて、その後再び「ダムレイ」に戻るになっています。

台風の年間発生数の平年値は 25 個ですので、おおむね 5 から 6 年で台風のアジア名が一巡することになります。

日本からは、星座名に由来する以下の名前 10 個が提案されています。

5：コイヌ 19：ヤギ 33：ウサギ 47：カジキ 61：コト 75：クジラ 89：コグマ
103：コンパス 117：トカゲ 131：ヤマネコ

（*）北西太平洋または南シナ海で発生する台風防災に関する各国の政府間組織で、日本含む 14 カ国等が加盟しています。

（出典：気象庁ホームページ＞台風の番号とアジア名の付け方 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/typhoon/1-5.html>）

■台風に伴う風の特徴

1. 台風の進行方向右側は強風に注意

台風は巨大な空気の渦巻きになっており、地上付近では上から見て反時計回りに強い風が吹き込んでいます。そのため、進行方向に向かって右の半円では、台風自身の風と台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹くため風が強くなります。逆に左の半円では台風自身の風が逆になるので、右の半円に比べると風速がいくぶん小さくなります。

2. 入り江や海峡など地形の影響を受けるところでは強風に注意

台風の風は地形の影響を大きく受け、入り江や海峡、岬、谷筋、山の尾根などで強風となることがあります。また、建物があるとビル風と呼ばれる強風や乱流が発生します。道路では橋の上やトンネルの出口で強風にあおられるなど、局地的に風が強くなることがあります。

3. 海岸部に近いところでは高潮・高波に注意

台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水は海岸に吹き寄せられて「吹き寄せ効果」と呼ばれる海岸付近の海面の上昇が起こります。この場合、吹き寄せによる海面上昇は風速の 2 乗に比例し、風速が 2 倍になれば海面上昇は 4 倍になります。特に V 字形の湾の場合は奥ほど狭まる地形が海面上昇を助長させるように働き、湾の奥ほど海面が高くなります。

また、波には、風が強いほど、長く吹き続けるほど、吹く距離が長いほど高くなるという 3 つの発達条件があります。台風はこの 3 つの条件を満たしており、例えば台風の中心付近では、10m を超える高波になることがあります。しかも、風浪とうねりが交錯して複雑な様相の波になります。

4. 山地の風下ではフェーン現象による高温・乾燥に注意

山地が多い日本ではフェーン現象が頻繁に起こります。台風が日本海に進んだ場合には、台風に向かって南

よりの風が山を越えて日本海側に吹き下りる際にフェーン現象が発生します。その地方では高温となり、空気が乾燥するので、火災が発生した場合には延焼しやすくなったりします。

(出典：気象庁ホームページ＞台風に伴う風の特徴 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/typhoon/2-1.html>)

台風に伴う高潮 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/typhoon/4-1.html>

台風に伴う高波 <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/typhoon/5-1.html>)

ポイント

風災の保険適用上の留意点

台風の強風によって発生する損害について、火災保険や自動車保険などでの取扱いを説明します。

(加入している保険の内容や保険会社によって下記と取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください)

■火災保険の支払条件

個人向けの火災保険では、損害の額から一定の金額を控除して支払う「免責金額方式」の契約が多くなっていますが、住宅総合保険や店舗総合保険といった旧来からの契約や、企業向けの保険においては風災、雹災、雪災について損害の額が所定の金額以上となった場合に補償する「フランチャイズ方式」の契約が存在します。

「フランチャイズ20万円」という契約は、損害の額が20万円以上にならないと保険金は支払われない点に注意が必要です。

なお、損害の認定は保険証券記載の、保険の対象の所在する敷地内ごとに保険の対象全てについて一括して行われますので、例えば建物と家財が契約の対象になっている場合は、建物と家財の損害額を合算して20万円以上であれば保険金が支払われることになります。

■吹込みによる損害

台風の強風による圧力によって、普段であれば雨漏りしないような建物の亀裂や隙間から雨水が漏入することがあります。また不注意により窓を閉め忘れた場合は、雨が建物内に吹き込んできてしまいます。

これらによって生じた損害は台風による強風が一因となって発生する可能性があります。一般的に火災保険では「吹込み・漏入による損害」として免責とされています。

但し、建物などの外側の部分が風災によって破損し、その破損部分から建物などの内部に雨が吹き込むことまたは漏入する損害は風災として取り扱われます。

このように、風災による建物などの破損と、発生した損害に因果関係があるかという観点で有無責任判断がされるため、注意が必要です。

■賠償責任保険の有無責任

賠償責任保険では、台風などの自然災害と賠償責任の関係を事案ごとに慎重に判断する必要があり、個別に保険会社に問い合わせることが必要になります。

例えば、地域一帯で多数の家屋の屋根瓦や看板が飛散するほどの暴風で事故を回避することが不可能であったような場合には、「不可抗力」によるものとして法律上の賠償責任が発生しないケースが多くなると考えられます。

一方で台風は地震などと異なり、襲来する日時や場所がある程度事前に予測できることから、事故の発生を回避するための準備が可能となる面があります。このため、これらの回避措置を怠ったことで事故が発生したような場合には賠償責任を問われるケースもあり得ます。

このように具体的に事故が発生した場合には、予見可能性、結果回避可能性、要求される注意義務の程度、因果関係の確認等をポイントとして慎重な検討が必要になりますので、保険会社との連携が欠かせません。

■自動車保険の対応

1.対人・対物賠償

自然災害で不可抗力による事故の場合は、上記の通り法律上の損害賠償責任自体が発生しないと考えられます。

加えて、自動車保険では約款上「台風、洪水または高潮」によって生じた損害は保険金支払の対象外と定められています。
主として人的ミスによるもので、台風の影響が明らかでない場合は、免責に該当せず支払対象となる場合がありますが、いずれにしても個別に保険会社に問い合わせる必要があります。

2.人身傷害・搭乗者傷害

ご契約のお車の運行に起因する事故であるか等、約款に定めるその他の支払要件を満たせば、台風による事故についても保険金支払の対象になります。

3.車両

一般補償の場合は、台風による事故について保険金支払の対象になります。
車両保険に「エコノミー車両保険」などの補償を限定する特約（名称は各保険会社によって異なります）をセットした場合でも、「台風、竜巻、洪水または高潮」によって生じた損害については保険金支払の対象になりますが、「台風、竜巻、洪水または高潮」と相当因果関係があることを要します。

事故例

台風の事故例

■過去の自然災害の保険金支払額（除く地震）

過去の自然災害による高額保険金支払は下表の通りで、多くが台風によるものになっています。
特に 2018 年以降に多く発生しており、こういった自然災害の多発が、火災保険料アップの一因になったと言われています。

○過去の主な風水災等による保険金の支払い(注1)

	災害名	地域	発生年月日	支払件数 (件)(注2)	支払保険金(億円)(注2)			
					火災・新種	自動車	海上	合計
1	平成30年 台風第21号	大阪・京都・ 兵庫等	2018年9月3日 ～5日	857,284	9,363	780	535	10,678
2	令和元年台風第 19号(令和元年東 日本台風)	東日本中心	2019年10月6 日～13日	295,186	5,181	645	-	5,826
3	平成3年 台風19号	全国	1991年9月26 日～28日	607,324	5,225	269	185	5,680
4	令和元年台風第 15号(令和元年房 総半島台風)	関東中心	2019年9月5日 ～10日	383,585	4,398	258	-	4,656
5	平成16年 台風第18号	全国	2004年9月4日 ～8日	427,954	3,564	259	51	3,874
6	平成26年 2月雪害	関東中心	2014年2月	326,591	2,984	241	-	3,224
7	平成11年 台風第18号	熊本・山口・ 福岡等	1999年9月21 日～25日	306,359	2,847	212	88	3,147
8	平成30年 台風第24号	東京・神奈 川・静岡等	2018年9月28 日～10月1日	412,707	2,946	115	-	3,061
9	平成30年 7月豪雨	岡山・広島・ 愛媛等	2018年6月28 日～7月8日	55,320	1,673	283	-	1,956
10	平成27年 台風第15号	全国	2015年8月24 日～26日	225,523	1,561	81	-	1,642

(注1) 一般社団法人 日本損害保険協会調べ(2024 年3 月末現在)。

(注2) 支払件数、支払保険金は見込みを含みます。支払保険金は千万円単位で四捨五入を行い算出しているため、各項目を合算した値と合計欄の値が一致しないことがあります。

銀泉損害保険ニュースについてのお問い合わせは、右の弊社窓口へお願いいたします。
なお、ご契約の損害保険契約の内容については、弊社営業担当者へご確認ください。

- ・本ニュースは、マスコミ報道やホームページなどで公開されている情報に基づいて作成しております。
- ・本ニュースは読者の方々に対して、事故や事故対応の知識向上等に役立てていただくことを目的としたものであり、事故や事故対応そのものに対する批判その他を意図しているものではありません。
- ・本ニュースの保険についての記述は、保険の一般的な内容を説明したものであり、保険契約の補償内容を確定するものではありません。個々の契約の内容については、各保険会社の約款・パンフレット等でご確認ください。

東京

損害サポート部（東京）

電話: 03-6772-2832

FAX: 03-6772-2817

大阪

損害サポート部（大阪）

電話: 06-6202-1544

FAX: 06-6202-2546

各部支店

名古屋支店

電話: 052-221-9603

FAX: 052-201-7804

神戸支店

電話: 078-335-2591

FAX: 078-335-1673

京都支店

電話: 075-213-4330

FAX: 075-213-4370

姫路支店

電話: 079-225-0452

FAX: 079-222-6439

広島支店

電話: 082-248-2435

FAX: 082-248-2541

九州支店

電話: 092-433-3303

FAX: 092-433-3306

【弊社概要】

設立 1954年（昭和29年）5月
資本金 3億7000万円
代表者 代表取締役社長 成田 学
社員数 825名（2023年3月末現在）
事業内容 損害保険代理店事業、生命保険代理店事業
ビル事業、駐車場事業、
不動産コンサルティング事業
事業所 本 社 大阪市中央区高麗橋4丁目6番12号
TEL 06-6202-2511
東京本社 東京都港区海岸1丁目2番20号
TEL 03-6776-7900
名古屋支店、京都支店、神戸支店、姫路支店、
広島支店、九州支店

業績（2023年3月期）
売上高 274 億円
経常利益 29 億円

グループ会社 銀泉リスクソリューションズ（資本金/1億円）
保険仲立人（ブローカー）事業
銀泉リインシュアランス
設立地：英領バミューダ レンタ・キャプティブ事業
銀泉パーキングサービス（銀泉興産）（資本金/9000万円）
時間貸、月極駐車場の管理運営事業、月極営業業務
大手町建物管理（資本金/5000万円）
ビルメンテナンス業
清建社（資本金/5000万円）
ビルメンテナンス業
泉友（資本金/2億円）
ショッピング事業、ハウジング事業、ツーリスト事業、
ライフイベントサービス事業
オートシステム（資本金/4000万円）
自家用自動車運行管理業

主要株主 三井住友銀行、三井住友カード、
アサヒグループホールディングス、京阪神ビルディング、
サノヤスホールディングス、日建設計、三井住友海上火災保険、
大和証券グループ本社、三井住友信託銀行、住友生命保険、
ニチハ



銀泉株式会社

【損害保険代理店事業】

損害保険代理店業務において弊社は、募集人のほとんどが損保大学課程の専門コース資格を有しています。高度な専門知識に加えお客さまのニーズを的確に把握できる能力を身につけた保険専門家集団としてリスクマネジメントに対するソリューションビジネスを展開しています。
お客さまの事業所のリスクサーベイを実施し、定性的・定量的なリスク分析・評価を行い、リスク実態に見合った必要かつ十分な補償が得られる「銀泉最適保険プログラム[®]」「銀泉グローバル最適保険プログラム[®]」をご提案いたします。

《取扱保険会社 25社》

あいおいニッセイ同和損害保険、アトラディウス信用保険、アニコム損害保険、アリアツツ火災海上保険、AIG損害保険、HD I Global保険、キャピタル損害保険、共栄火災海上保険、コファスジャパン信用保険、スイス損害保険、スター保険会社、セコム損害保険、損害保険ジャパン、Chubb損害保険、チューリッヒ、東京海上日動火災保険、日新火災海上保険、ニューインディア、現代海上火災保険、三井住友海上火災保険、明治安田損害保険、ユーラーヘルメス信用保険、楽天損害保険、レスキュー損害保険、ロイズ・ジャパン

【生命保険代理店事業】

生命保険代理店業務において弊社は、ファイナンシャル・プランナーの有資格者が大半を占めており、高い専門性と先見性でライフプランニングや資産運用等のファイナンシャル・コンサルティングを行います。

《取扱保険会社 26社》

アクサ生命、アフラック、エヌエヌ生命、FWD生命、オリックス生命、ジブラルタ生命、住友生命、ソニー生命、SOMPOひまわり生命、大樹生命、第一生命、大同生命、チューリッヒ生命、東京海上日動あんしん生命、ニッセイ・ウェルス生命、日本生命、ネオファースト生命、はなざく生命、富国生命、フコク生命、PGF生命、マニライフ生命、三井住友海上あいおい生命、明治安田生命、メットライフ生命、メディケア生命

【ビル事業、駐車場事業、不動産コンサルティング事業】

弊社は、オフィスビルを主体に約40棟の賃貸ビルを保有、首都圏・関西圏を中心に駐車場「GSパーク」を約1,000ヶ所（約20,000台）を展開するとともに、不動産の有効活用など、きめ細やかなコンサルティングを通じて、お客さまから高い評価をいただいております。弊社のプロスタッフが、お客さまの不動産戦略に確かな価値をお約束いたします。

2023年6月現在

B24-100364

承認年月：2024年7月26日